

令和8年度分 市民税・県民税申告の手引き

●以下の項目に該当する方は、一関税務署での確定申告をお願いいたします。

- 青色申告 住宅借入金控除1年目（省エネ・バリアフリー・耐震改修含む） 準確定申告
 - 過年度申告 先物取引や仮想通貨・暗号資産（所得額20万円超）
 - 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金所得の申告 消費税、贈与税、相続税
- ※後段の「市民税・県民税申告または確定申告が必要な方」も参照願います。

申告方法

申告期限 3月16日(月) ※期限までに申告しない場合、課税証明書等の発行が遅れることがあります。

●電子申告する場合

令和8年1月からマイナンバーカードを利用した市民税・県民税の電子申告がスタートしました。スマホなどでいつでもどこでも申告書を作成・送信することができます。

詳しくは申告相談日程表裏面をご覧ください。

電子申告はこちらから



●郵送申告する場合

必要事項を記入した申告書と添付書類を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

申告内容を確認する必要があるため、必ず電話番号を記入してください。

添付書類の返却を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●申告相談会場で申告する場合

混雑を避けるため、別紙日程表を確認し、指定された日時に会場へお越しください。

収支内訳書や医療費控除の明細書などは事前に作成のうえ、ご来場ください。

（事前に作成していない場合はご自分で計算・作成後の申告相談となりますのでご注意ください。）

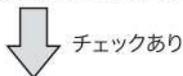
市民税・県民税申告または確定申告が必要な方

令和8年1月1日に一関市に住所があった → なし → 令和8年1月1日に住んでいた市区町村へお問い合わせください



※上段の案内も確認のうえ、当てはまるものに✓チェックしてください

- 年末調整を受けていない給与と収入がある
- 年末調整が済んでいる給与のほかに20万円を超える所得がある
- 公的年金収入が400万円を超えている
- 公的年金収入のほかに20万円を超える所得がある
- 営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得の合計額が所得控除額の合計額を超えた
- 所得税の還付を受けるために確定申告をする
- 税務署から「確定申告のお知らせ」のながきが届き、確定申告をする
- 土地や建物・その他資産を売った（公共事業による売買を除く）



次のいずれかの方法で確定申告をしてください

- ① e-Tax（スマホ・パソコン） e-TAXはこちらから
 - ② 税務署へ申告書郵送
 - ③ 申告書作成会場（岩手日報一関ビル）で申告
- ※確定申告をすれば市民税・県民税申告は必要ありません。（一関税務署 TEL0191(23)4205）



チェックなし

当てはまるものに✓チェックしてください

- 年末調整が済んでいる給与のほかに、収入（公的年金を除く）があった
- 年金収入が148万円超（65歳未満の方は98万円超）で追加したい控除（医療費控除や生命保険料控除など）がある

↓ チェックあり

↓ チェックなし

市民税・県民税申告が必要です

この手引きを参考に、申告書を作成し提出してください。

申告は必要ありません

ただし、課税証明書などが必要な方、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方は後日申告（所得状況の確認）が必要となる場合があります。



申告会場は大変込み合います。電子申告をご利用ください！

[用意するもの]
マイナンバーカード、スマホまたはパソコン・タブレット
マイナポータルアプリが必要になります。

※市の申告会場は、市民税・県民税の申告受付となります。

※申告相談前から確定申告をすることが明らかな方は、e-Taxでの申告や、一関税務署への申告書郵送または申告書作成会場（岩手日報一関ビル）での申告相談をお願いします。

※課税証明書等の交付を受けるためには、収入がなくても市民税・県民税の申告が必要になります。

※市民税・県民税についてのお問い合わせ先※

本庁 市民税課	0191(21)2111	内線番号 8244~8248		
各支所市民福祉課	花泉 0191(82)2214	大東 0191(72)4074	千厩 0191(53)3943	東山 0191(47)4514
税務係(直通)	室根 0191(64)3803	川崎 0191(43)2114	藤沢 0191(63)5318	

申告に必要なもの

●令和8年度分市民税・県民税（国民健康保険税）申告書

※国民健康保険に加入している方は、国民健康保険税の課税資料となります。

●本人確認書類

＜マイナンバーカードをお持ちの方＞

マイナンバーカード（個人番号カード） ※写しを添付する場合は、表面・裏面両方の写しが必要です。

＜マイナンバーカードをお持ちでない方＞

①番号確認書類 (ご本人のマイナンバーを確認できる書類)	<ul style="list-style-type: none"> 通知カード (※記載されている氏名・住所が変更されている場合、使用できませんのでご注意ください。) マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書
②身元確認書類 (記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)	<ul style="list-style-type: none"> 【顔写真あり】 いずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 障害者手帳 など 【顔写真なし】 いずれか2つ <ul style="list-style-type: none"> 資格確認書（郵送する場合は被保険者記号番号を隠して写しをとるようにしてください。) 介護保険被保険者証 年金証書 など

●令和7年中の収入が確認できる書類

※混雑緩和のため、収支内訳書は来場前に作成願います。

・営業等、農業、不動産…収支内訳書（別紙「収支内訳書」に収入や経費等をまとめ作成したもの）

＜申告の有無に関わらず、記帳・帳簿等の保存が義務付けられています！＞

	内容	保存年数
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5
書類	決算に関して作成した棚卸し表やその他の書類	5
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書など	5

- 給与、年金…源泉徴収票
- 雑（報酬、謝金など）…支払調書、支払通知書など
- 総合課税の譲渡…収入金額や経費がわかる書類一時所得

●各種控除の適用を受ける際の証明となるもの（令和7年中に支払ったもの）

- 社会保険料控除…領収書、支払証明書など（給与、公的年金から引き去りされている方は源泉徴収票に記載されています）
- 生命保険料控除…生命保険料控除証明書
- 地震保険料控除…地震保険料控除証明書
- 障害者控除…障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書（*1）など
- 配偶者（特別）控除…配偶者や被扶養者のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（コピー可）
- 扶養控除…ただし、申告書の提出の際に、国外に居住している親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、特定親族特別控除
- 特定親族特別控除…親族関係書類、送金関係書類など ※詳細については下表参照
- 医療費控除…医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書（2年目以降はおむつ使用確認書（*2）でも可）など ※来場前に明細書を作成願います。

（*1、*2）「障害者控除対象者認定書」と「おむつ使用確認書」は、長寿社会課または各支所市民福祉課で事前申請が必要です。即日交付はできませんのでご注意ください。

≪国外居住親族の扶養控除等に係る確認書類≫（令和6年度より）

国外居住親族の年齢等の区分	提出または提示が必要な書類	
16歳以上30歳未満または70歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 親族関係書類 送金関係書類 	
30歳以上70歳未満	1 留学により非居住者になった人	<ul style="list-style-type: none"> 親族関係書類 送金関係書類 「外国政府または外国の地方公共団体が発行した査証書類に類する書類の写し」または「在留カードに相当する書類の写し」（留学ビザ等相当書類）
	2 障害者	<ul style="list-style-type: none"> 親族関係書類 送金関係書類
	3 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	<ul style="list-style-type: none"> 親族関係書類 送金関係書類（親族ごと38万円以上） ※国外居住親族ごとに、その年に送金した合計金額が送金関係書類により明らかであるかを事前に確認したうえで申告してください。
	(上記1から3以外の人)	(扶養控除の対象外)

※給与等の支払者に既に提出または提示し、年末調整において扶養控除等の適用を受けている場合は、申告書提出時に再度提出または提示する必要はありません。

詳しくは、別紙「必要なものチェックリスト」（医療費控除の明細書裏面）をご覧ください。

申告書の書き方

おもて

収入金額とは…所得税や社会保険料を差し引く前の給与、年金、売上金及び賃借料など、令和7年中（令和7年1月1日～12月31日）に支払いを受けた、または確定した金額をいいます。

所得金額とは…収入金額から、その収入を得るための必要経費、または法令で定められている一定の控除額（5・6ページ参照）を差し引いた金額をいいます。

令和8年度分 市民税・県民税（国民健康保険税）申告書

整理番号 ※記入不要です

一関市長様 現住所 一関市竹山町7-2 業種又は職 製造業

1月1日現在の住所 一関市竹山町7-2 電話番号 0191-21-2111

フリガナ イチノセキ タロウ

氏名 一関 太郎 個人番号 123456789012

生年月日 41・1・29 世帯主の氏名 一関 太郎 続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

6～8ページ参照

5・6ページ参照

障害者控除の適用を受ける場合は、氏名等を記入してください。（詳しくは7ページへ）

同一生計配偶者に該当する場合は□欄に✓チェックしてください。（詳しくは4ページへ）

特定親族特別控除に該当する場合は、○印および控除額を記入してください。（詳しくは8ページへ）

別居の扶養親族がいる場合は、□欄に✓チェックして申告書うら「12 別居の扶養親族等の内訳」に記入してください。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を選択する場合は□欄に「1」を記入してください。

給与・公的年金の特別徴収（引き去り）は変更できませんのでご注意ください。

【給与所得の計算】※詳しくは5ページへ
給与収入700,000円－給与所得控除650,000円＝50,000円（⑥給与所得）

6～8ページ参照

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

「給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法」

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

【個人番号】欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

6 給与所得の内訳

給与の源泉徴収票がなく、給与明細等から収入金額を計算する場合に記入してください。

11 事業専従者の内訳

事業専従者がいる場合に記入してください。

12 別居の扶養親族等の内訳

申告書おもて⑳～㉒に記載した親族のうち、別居している方の氏名、住所等を記入してください。

14 寄附金の内訳

左の区分ごとに寄附金額を記入してください。

6 給与所得の内訳
7 事業・不動産所得に関する事項
8 配当所得に関する事項
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項
11 事業専従者に関する事項
12 別居の扶養親族等に関する事項
13 事業税に関する事項
14 寄附金に関する事項
15 所得金額調整控除に関する事項
16 配当割額控除又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

7 事業・不動産所得の内訳

営業等、農業、不動産所得の内訳を記入してください。

9 雑所得の内訳

公的年金等以外の雑所得があった場合に記入してください。

10 総合課税・一時所得の内訳

土地や建物、株式以外の譲渡所得や一時所得があった場合に記入してください。

収入がなかった方(記入例)

令和7年中の収入がなかった
 求職中
 家事に従事
 病気療養中
 学生
 その他
理由

15 所得金額調整控除に関する事項
5ページ(1)に該当する方を記入してください。

※分離課税の譲渡にかかる収入がある場合、申告書の様式が変わります。(市の公式ホームページよりダウンロードができます。)

【用語の解説】

合計所得金額…損失の繰越控除前の総合課税の所得、分離短期・分離長期譲渡所得(特別控除前)、一般株式等に係る譲渡所得等(繰越控除前)、上場株式等の配当所得(繰越控除前)、先物取引に係る雑所得等(繰越控除前)、山林所得および退職所得の合計額

総所得金額等…合計所得金額に損失の繰越控除額を適用した額

扶養親族…納税義務者(申告者)と生計を同じにする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)または都道府県知事から養育を託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を託された老人で、合計所得金額が58万円以下であり、かつ、事業専従者ではない方

同一生計配偶者…納税義務者(申告者)と生計を同じにする配偶者で、合計所得金額が58万円以下の方(事業専従者を除く)。
※同一生計配偶者に該当する方で、障害者控除の要件を満たす場合、障害者控除を受けることができます。

控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者(申告者)の配偶者。
※配偶者の所得に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除の適用が可能です。

所得、所得控除等の計算方法

1 所得の種類と内容

収入金額は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払いを受けた、または確定した金額です。所得または収入の下のカタカナまたは数字は、申告書の記載欄を示しています。

所得の種類(収入/所得)	収入の内容・所得の計算方法	
事業 (ア/①) 営業等 (イ/②)	卸売、小売、製造、建設、飲食、サービスなどの自営業や、弁護士、医師、大工、外交員などの事業から生ずる収入	収入金額(____ア)ー必要経費(____) =所得金額(____①)
	農産物、果樹、農家が兼営する家畜・家さんの飼育、酪農などから生ずる収入	収入金額(____イ)ー必要経費(____) =所得金額(____②)
不動産 (ウ/③)	地代、家賃、土地または家屋の権利金などの収入	収入金額(____ウ)ー必要経費(____) =所得金額(____③)
配当 (オ/⑤)	株式の配当、出資の配当、剰余金などの収入	収入金額(____オ)ー負債の利子(____) =所得金額(____⑤)

★別紙「収支内訳書」を作成してください。

給与 (カ/⑥)	給与等の収入金額(カ)		～所得金額調整控除について～ (1)給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・特別障害者に該当する ・22歳以下の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する 【計算方法】(カ※-850万円)×10% ※1,000万円を超える場合は1,000万円 で計算 (2)給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合 【計算方法】(給与所得控除後の給与等の金額+公的年金等の雑所得の金額)-10万円
	カ の金額	給与所得の金額	
～650,999円	0円		
651,000円～1,899,999円	カ - 650,000円		
1,900,000円～3,599,999円	カ÷4(千円未満の端数切捨て)	△×2.8- 80,000円	
3,600,000円～6,599,999円	△,000円	△×3.2- 440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	カ×0.9- 1,100,000円		
8,500,000円～	カ- 1,950,000円		

雑 公的年金等 (キ/⑦) + 業務 (ク/⑧) + その他 (ケ/⑨)	○公的年金等 ※源泉徴収票の「支払金額」欄が収入金額です。【公的年金等の収入金額(キ)】	
	受給者の年齢	キ の金額
65歳未満 (昭和36年1月2日以後に生まれた方)	～1,300,000円	キ - 600,000円
	1,300,001円～ 4,100,000円	キ×0.75 - 275,000円
	4,100,001円～ 7,700,000円	キ×0.85 - 685,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前に生まれた方)	7,700,001円～10,000,000円	キ×0.95 - 1,455,000円
	10,000,001円～	キ - 1,955,000円
	～3,300,000円	キ - 1,100,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前に生まれた方)	3,300,001円～ 4,100,000円	キ×0.75 - 275,000円
	4,100,001円～ 7,700,000円	キ×0.85 - 685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	キ×0.95 - 1,455,000円
10,000,001円～	キ - 1,955,000円	

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には10万円を、2,000万円を超える場合には20万円を公的年金等所得の金額に加算します。

- 業務 収入金額(ク)ー必要経費=所得金額⑧
副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの(原稿料、講演料または食品配達などの副収入による所得)
- その他 収入金額(ケ)ー必要経費=所得金額⑨
公的年金等、業務、他の所得のいずれにも該当しないもの(個人年金、互助年金など上記以外のものによる所得)

所得の種類 (収入/所得)	収入の内容・所得の計算方法	
総合課税の 譲渡 短期収入：コ 長期収入：サ ⑪	短期 (取得の日以後 5年以内に譲渡 されたもの)	収入金額(円)－必要経費(円)－特別控除額(円) ＝【所得金額(円)】 ※短期譲渡所得の特別控除額 (収入金額－必要経費)の額と控除額50万円のいずれか少ない方の金額
	長期 (短期以外のもの)	[収入金額(円)－必要経費(円)－特別控除額(円)]×0.5 ＝【所得金額(円)】 ※長期譲渡所得の特別控除額 (収入金額－必要経費)の額と(控除額50万円－短期譲渡所得の控除額)のいずれか少ない方の金額
一時(シ/⑩)	生命保険や損害保険の満期払戻金、賞金、懸賞金、一時的な収入 [収入金額(円)－必要経費(円)－特別控除額(円)]×0.5＝【所得金額(円)】 ※一時所得金額の特別控除額：(収入金額－必要経費)の額と控除額50万円(限度額)のいずれか少ない方の金額	

～事業専従者控除について～

生計を同じにしている配偶者や15歳以上の配偶者以外の親族で、あなたの事業に従事した期間が1年を通じて6ヶ月を超える場合は、事業専従者として次のⅠかⅡのうちいずれか少ない方の金額を収入金額から控除することができます。

Ⅰ 配偶者は86万円、配偶者以外の親族は50万円が限度額です。

Ⅱ 事業所得÷(事業専従者の数+1)

※事業専従者控除を受ける場合、その事業専従者は配偶者控除または配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除を重複して受けることができません。また、控除額は各事業専従者の給与収入額となります。

2 所得から差し引かれる金額(所得控除)

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払った金額が対象です。

なお、本人や配偶者、扶養親族に関する所得控除は、令和7年12月31日現在の状況で判断します。

※令和7年中に亡くなった方は、亡くなった日の状況で判断します。

所得控除の種類 (控除欄…数字)	所得控除の内容			
社会保険料控除 ⑬	あなたや生計を同じにする配偶者、その他の親族の社会保険料を支払った場合は、その支払金額が控除になります。合計金額を記入してください。領収書または証明書が必要です。特別徴収分は特別徴収された本人のみ控除することができます。 社会保険料の例：国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金掛金、介護保険料、任意継続保険料、後期高齢者医療保険料、源泉徴収票の社会保険料			
小規模企業 共済等掛金控除 ⑭	あなたが支払った共済掛金、心身障害者扶養共済掛金が控除になります。合計金額を記入してください。領収書または証明書が必要です。本人分の掛金のみ控除することができます。			
生命保険料控除 ⑮	あなたや、配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料を支払った場合、いずれも次の算式による額が控除になります。保険会社が交付する証明書の添付または提示が必要です。			
		保険の種類	保険料支払額(年間)	生命保険料控除額
※保険の種類ごとに 計算してください。	平成24年1月1日 以後締結	新生命保険料 新個人年金保険料 介護医療保険料	～12,000円	保険料支払額全額
			12,001円～32,000円	保険料支払額×0.5+6,000円
			32,001円～56,000円	保険料支払額×0.25+14,000円
			56,001円～	28,000円(限度額)
旧契約	平成23年12月31日 以前締結	旧生命保険料 旧個人年金保険料	～15,000円	保険料支払額全額
			15,001円～40,000円	保険料支払額×0.5+7,500円
			40,001円～70,000円	保険料支払額×0.25+17,500円
			70,001円～	35,000円(限度額)
上記より算出した控除額		あ+い	“い”と“か”のいずれか大きい金額	
新生命保険料(円)…あ	＝か(円)	(限度額28,000円)	介護保険料“う”	
旧生命保険料(円)…い			(円)+	
介護医療保険料(円)…う			(円)+	
新個人年金保険料(円)…え	え+お		“き”と“お”のいずれか大きい金額	
旧個人年金保険料(円)…お	＝き(円)	(限度額28,000円)	【控除額(円)】(限度額7万円)	

所得控除の種類 (控除欄…数字)	所得控除の内容					
地震保険料控除 ⑯	あなたや、生計を同じにする配偶者、その他の親族の有する家屋等の地震等損害保険契約等の保険料をあなたが支払った場合は、次の算式による額が控除になります。証明書の添付または提示が必要です。					
	保険の種類	保険料支払額(年間)	地震保険料控除額			
	く 地震保険料のみ	～50,000円	保険料支払額×0.5			
		50,001円～	25,000円(限度額)			
	け 旧長期損害保険料のみ	～5,000円	保険料支払額全額			
5,001円～15,000円		保険料支払額×0.5+2,500円				
こ 地震保険料・旧長期損害保険料	“く”と“け”で算出した地震保険料控除額の合計額(限度額25,000円)					
寡婦・ひとり親 控除 ⑰⑱	「ひとり親」は婚姻歴の有無や性別にかかわらず、下記条件を満たす単身者が該当します。 なお、「寡婦」「ひとり親」ともに、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(住民票の続柄に「妻(未届)」、「夫(未届)」と記載のある者)がいないことが条件です。 ＜区分(要件等)＞					
	合計所得金額	500万円以下		500万円超		
	配偶者関係	死別	離別	未婚	控除対象外	
	「生計を一にする子」あり	ひとり親				
	扶養親族	「子」あり				
	「子以外」あり	寡婦(女性のみ)	寡婦(女性のみ)			
なし						
※「生計を一にする子」：生計を同じにする子のうち、総所得金額等が58万円以下である者に限ります。他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。						
勤労学生控除 ⑲	あなたが学校教育法などで規定する勤労学生で、合計所得金額が85万円以下、かつ、勤労によらない所得金額が10万円以下の場合、控除を受けることができます。 ＜控除額＞ 26万円					
障害者控除 ⑳	あなたやあなたの同一生計配偶者および扶養親族が障害者の場合、所定の金額が控除されます。 「障害者手帳等」または長寿社会課、各支所市民福祉課で交付する「障害者控除対象者認定書」の提示が必要です。					
	※普通障害者：特別障害者以外で、身体障害者手帳や精神障害者福祉手帳、療育手帳が交付されている方	控除額	同居加算額			
	※特別障害者：1、2級の身体障害者手帳や1級の精神障害者保健福祉手帳、Aの療育手帳が交付されている方 ※特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族が、あなたや配偶者、生計を同じにする親族のどなたかとの同居を常としている場合は控除額が加算されます。	普通障害者	26万円	なし		
	特別障害者	30万円	23万円			
配偶者控除 ㉑	生計を同じにする配偶者で、合計所得金額が58万円以下の場合には配偶者控除を受けることができます。また配偶者の合計所得金額が58万円超～133万円以下の場合、配偶者特別控除を受けることができます。					
	※事業専従者となっている場合、配偶者控除または配偶者特別控除を重複して受けることはできません。 ※納税義務者の令和7年中の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。 ※老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、昭和31年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上)					
配偶者特別控除 ㉒	○控除される金額					
	配偶者の合計所得金額			納税義務者(申告者)の合計所得金額		控除の種類
		～900万円	～950万円	～1,000万円		
58万円以下		控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	配偶者控除
		老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
58万円超		100万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除
100万円超		105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超		110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超		115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超		120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超		125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超		適用なし	適用なし	適用なし		

所得控除の種類 (控除欄…数字)	所得控除の内容		
扶養控除 ⑳	生計を同じにする配偶者以外のその他の親族の合計所得金額が58万円以下の場合、扶養控除を受けることができます。		
	区分	控除額	
	一般の扶養親族	33万円	
	特定扶養親族（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）	45万円	
	老人扶養親族 (昭和31年1月1日以前生まれ)	同居老親以外 同居老親等	38万円 45万円
※同居老親等：老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者と同居する、あなたやあなたの配偶者の直系尊属16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）は控除対象外ですが、下記「【参考】市民税・県民税の計算」の扶養親族数に含まれます。対象者がいる場合は記入してください。			
特定親族 特別控除 ㉑	生計を同じにする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超～123万円以下の場合、特定親族特別控除を受けることができます。 ※配偶者または事業専従者は除きます。	特定親族の合計所得金額	控除額
		58万円超 95万円以下	45万円
		95万円超100万円以下	41万円
		100万円超105万円以下	31万円
		105万円超110万円以下	21万円
		110万円超115万円以下	11万円
		115万円超120万円以下	6万円
		120万円超123万円以下	3万円
		123万円超	適用なし
基礎控除 ㉒	合計所得金額（㉑欄の金額）に応じて基礎控除額が決定されます。	合計所得金額	控除額
		2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	0円
雑損控除 ㉓	あなたや、総所得金額等の合計額が58万円以下の生計を同じにする配偶者、その他の親族の家屋、家財、現金などに災害、盗難、横領により損害があった場合、次のⅠとⅡのいずれか多い方の金額が控除になります。（被害証明書が必要です。） 損害金額（円）－保険金などで補てんされる金額（円）＝（円）…◎ ◎－〔総所得金額等の合計額×10％（円）〕＝Ⅰ（円）ⅠとⅡのどちらか多い方が◎のうち災害関連支出の金額（円）－5万円＝Ⅱ（円）控除額になります。		
医療費控除 ㉔	★医療費控除を受ける際には別紙「医療費控除の明細書」を作成してください。 （※領収書の添付のみでは医療費控除は受けられません。） あなたや生計を同じにする配偶者、その他の親族の医療費を支払った場合、次の算式による額が控除になります。通常の医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかを選択してください。		
	A 通常の医療費控除 医療費（円）－保険金などで補てんされる金額（円） －〔Ⅰ総所得金額等の合計額の5％またはⅡ10万円（ⅠとⅡのいずれか少ない金額）〕 ＝【控除額（円）（最高限度額200万円）】		
	B セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）※選択する場合は医療費控除の□欄に「1」を記入してください。 あなたや生計を同じにする配偶者、その他親族に係る特定の医薬品の購入費が1万2千円を超える場合、次の算式による額が控除額となります。（健診の結果通知など取組を行ったことが分かる書類の提示または添付が必要です。） 購入金額（円）－1万2千円＝【控除額（円）（最高限度額8万8千円）】		

※市民税・県民税の控除額は、控除の種類によって、所得税の控除額と異なります。

【参考】市民税・県民税・森林環境税の計算 ★分離課税所得（土地や株の譲渡など）のある方は計算方法が下記とは異なります。

$$\text{市民税・県民税・森林環境税の年税額} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ 5,000\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{森林環境税} \\ 1,000\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} 10\% - \text{税額控除} \end{matrix}$$

(内訳) 市民税3,000円 県民税2,000円 国税 (税率10%の内訳) 市民税6% 県民税4%

※個人市民税・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき平成26年度からの10年間、年額1,000円が引き上げられていましたが、令和5年度でこの措置が終わり、新たに森林環境税が導入されたことにより市民税・県民税均等割額に併せて1人年額1,000円が徴収されます。令和6年度以降は森林環境税の導入により市民税・県民税均等割に国税として1,000円を加算しています。※県民税均等割のうち1,000円は、いわての森づくり県民税としてご負担いただくものです。

非課税の種類	要件
均等割非課税 (所得割はかかりません)	合計所得金額 ≤ (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) × 28万円 + 10万円 + 16万8千円 を満たす方 ※16万8千円は扶養親族等（16歳未満の扶養親族含む）を有する場合のみ加算
森林環境税（国税）	
所得割非課税 (均等割はかかります)	総所得金額 ≤ (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) × 35万円 + 10万円 + 32万円 を満たす方 ※32万円は扶養親族等（16歳未満の扶養親族を含む）を有する場合のみ加算
均等割・所得割 どちらも非課税	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方（令和8年1月1日時点） ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で合計所得金額が135万円以下の方

令和8年度分 市民税・県民税申告相談日程表

受付時間

午前の部 8:30~11:00
(申告相談は9:00から開始)

午後の部 12:45~15:00
(申告相談は13:00から開始)

受付時間 延長日
15:45~18:30
(申告相談は16:00から開始)

次の日は、18:30まで受付時間を延長します。一関、花泉、大東地域の延長受付はウェブ予約制です。
○ウェブ予約制(右の二次元コードから予約してください) 【一関】3月2日(月)、9日(月)
【花泉】3月5日(木)
【大東】3月5日(木)

○予約不要の会場 【千厩】2月26日(木)
【藤沢】2月25日(水)、3月10日(火)

※予約はウェブのみで、電話での受付は行いません。定員に達した場合は受付期間内であっても受付を終了します。
延長予約受付期間 1月15日(木) 9:00から延長対応日の3営業日前まで



*混雑を避けるため、できるだけ該当区の日時で申告してください。
*予約制はウェブ予約のみで、電話での受付は行いません。
定員に達した場合は受付期間内であっても受付を終了します。
(予約受付期間：1月15日(木) 9:00から対応日の3営業日前まで)
*申告相談期間中は、市役所本庁・各支所窓口での申告相談はできません。
*指定時間が午前の場合、混み具合により午後を受け付けする場合があります。
*待合室の座席数には限りがあり、自家用車や会場外でお待ちいただくことがあります。
*申告の内容により申告相談の順番が前後する場合があります。

一 関				花 泉				大 東				千 厩				東 山				室 根				川 崎				藤 沢															
月	日	曜	会場	月	日	曜	会場	月	日	曜	会場	月	日	曜	会場	月	日	曜	会場	月	日	曜	会場	月	日	曜	会場	月	日	曜	会場	月	日	曜	会場	月	日	曜	会場				
3	火		2階市役所会議室	3	火		西大会議室	3	火		猿沢	3	火			3	火			3	火			3	火			3	火			3	火			3	火			3	火		
4	水			4	水		花泉支所4階	4	水		猿沢	4	水			4	水			4	水			4	水			4	水			4	水			4	水						
5	木			5	木		花泉	5	木		猿沢	5	木			5	木			5	木			5	木			5	木			5	木			5	木						
6	金			6	金			6	金		猿沢	6	金			6	金			6	金			6	金			6	金			6	金			6	金						
9	月			9	月			9	月		猿沢	9	月			9	月			9	月			9	月			9	月			9	月			9	月						
10	火			10	火		油島	10	火		猿沢	10	火			10	火			10	火																						
12	木			12	木		老松	12	木		猿沢	12	木			12	木			12	木																						
13	金			13	金			13	金		猿沢	13	金			13	金			13	金																						
16	月			16	月			16	月		猿沢	16	月			16	月			16	月																						
17	火			17	火		老松	17	火		猿沢	17	火			17	火			17	火																						
18	水			18	水		金沢	18	水		猿沢	18	水			18	水			18	水																						
19	木			19	木		涌津	19	木		猿沢	19	木			19	木			19	木																						
20	金			20	金			20	金		猿沢	20	金			20	金			20	金																						
24	火			24	火			24	火		猿沢	24	火			24	火			24	火																						
25	水			25	水		涌津	25	水		猿沢	25	水			25	水			25	水																						
26	木			26	木		永井	26	木		猿沢	26	木			26	木			26	木																						
27	金			27	金			27	金		猿沢	27	金			27	金			27	金																						
2	月			2	月			2	月		猿沢	2	月			2	月			2	月			2	月			2	月			2	月			2	月						
3	火			3	火		永井	3	火		興田	3	火			3	火			3	火			3	火			3	火			3	火			3	火						
4	水			4	水			4	水		興田	4	水			4	水			4	水			4	水			4	水			4	水			4	水						
5	木			5	木			5	木		興田	5	木			5	木			5	木			5	木			5	木			5	木			5	木						
6	金			6	金			6	金		興田	6	金			6	金			6	金			6	金			6	金			6	金			6	金						
9	月			9	月			9	月		興田	9	月			9	月			9	月			9	月			9	月			9	月			9	月						
10	火			10	火			10	火		興田	10	火			10	火			10	火																						
11	水			11	水			11	水		興田	11	水			11	水			11	水																						
12	木			12	木			12	木		興田	12	木			12	木			12	木																						
13	金			13	金			13	金		興田	13	金			13	金			13	金																						
16	月			16	月			16	月		興田	16	月			16	月			16	月																						

※一関地域の指定は地区指定のみです。該当区の指定はありません。

令和7年中所得に関する
令和8年度分の

個人住民税から 電子申告がスタート!

エルタックス eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます

申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません
スマホやパソコンからeLTAX個人住民税電子申告システムに簡単アクセス!



個人住民税の申告とは?

次の人は1月1日に住所のある市区町村に所得について申告する必要があります。
申告に基づいて市区町村は当年度の個人住民税額を決定します。

個人住民税の申告義務者

前年所得がある人

(ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません)

- 税務署へ所得税の確定申告書を提出した人
- 給与所得のみであり、勤務先で年末調整を行い、勤務先からお住まいの地方団体に給与支払報告書が提出されている人
- 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の所得のみであり、公的年金等の源泉徴収票に記載されている以外の控除を受けない人

個人住民税の申告義務はないが 申告する人

(例)

- 非課税証明書を取得する人
- 国民健康保険の軽減を受ける人
- 各種給付、助成申請に当たり必要な人

個人住民税申告の
電子化特設ページは
こちら!



<https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336>

Q&A

電子申告はこちら



Q



いつでも電子申告できますか?

A



市区町村が案内する申告期限(3月15日)までに申告する必要があります。
3月15日が土日の場合はその翌日
ただし、システムは24時間・365日利用できますので
申告期限までに申告できなかった人や申告義務はないけれど
申告する人は随時の申告が可能です。
※メンテナンス時間を除きます。

Q



電子申告には何が必要ですか?

A



- 申告者を特定・確認するため電子申告にはマイナンバーカードが必要です。
 - 券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)
 - 署名用電子証明書用パスワード(英数字6~16桁)の入力が必要です。
※マイナンバーカードには有効な署名用電子証明書が搭載されている必要があります。
- 申告内容を確認するため源泉徴収票など所得金額の分かるものや保険料控除証明書などが必要です。
- 申告受付完了等のご連絡を受信するメールアドレスが必要です。

Q



電子申告した申告書は印刷できますか?

A



申告完了時に申告書をPDF形式でダウンロードできますので
必要に応じて印刷してください。

Q



eLTAXの利用届出(利用者IDの取得)等は必要ですか?

A



マイナンバーカードによる認証を行うため必要ありません。

収支内訳書（営業・その他事業所得用）

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)	
収入金額	売上金額 ①		その 他 経 費	水道光熱費 ハ		
	家事消費 ②			旅費交通費 ニ		
	その他の収入 ③			通 信 費 ホ		
	計 (①+②+③) ④			広 告 宣 伝 費 ヘ		
売上原価	期首棚卸 ⑤			接 待 交 際 費 ト		
	仕入金額 ⑥			損 害 保 険 料 チ		
	小計 (⑤+⑥) ⑦			修 繕 費 リ		
費用	期末棚卸 ⑧			消 耗 品 費 ヌ		
	差引原価(⑦-⑧) ⑨			福 利 厚 生 費 ル		
差引金額 (④-⑨) ⑩					ワ	
経費	給料賃金 ⑪				雑 費 カ	
	外注工賃 ⑫				小計 (イ~カ) ⑰	
	減価償却費 ⑬				経 費 計 (①~⑰の計+⑱)	
	貸 倒 金 ⑭				専 従 者 控 除 前 金 額 (⑩-⑱)	
	地 代 家 賃 ⑮				専 従 者 控 除 金 額 ⑳	
費用	利子割引料 ⑯				所 得 金 額 (⑰-⑳)	
	租税公課費 イ					
	荷造運賃 ロ					

○売上(収入)金額の明細

売上先名	所在地	売上(収入金額)
		円
上記以外の売上先の計		
	計 ①	

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	仕入金額
		円
上記以外の仕入先の計		
	計 ⑥	

○減価償却費の内訳（対象：取得価額が10万円以上で事業等に使用しているものに限りです。）

減価償却資産の名称	取得年月	取得価額 (A)	耐用年数	償却率 (B)	償却期間 (C)	事業専用割合 (D)	必要経費算入額 (A× ※90%※ B×C×D)
(記入例) コンバイン	7年5月	1,500,000円	7年	0.143	8/12	80%	114,400円
	年月	円	年		/12	%	円
	年月	円	年		/12	%	円
	年月	円	年		/12	%	円
合計		円	年		/12	%	円

※減価償却資産を取得した時期によって、次のとおり計算方法が異なります。
 (平成19年3月31日以前取得) 取得価額(A)×90%×償却率(B)×償却期間(C)×事業専用割合(D)
 (平成19年4月1日以後取得) 取得価額(A)×償却率(B)×償却期間(C)×事業専用割合(D)

収支内訳書（農業所得用）

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)		
収入金額	販売金額 ①		そ の 他 経 費	修 繕 費 リ			
	家事消費金額 ②			動 力 光 熱 費 ヌ			
	雑 収 入 ③			作 業 用 衣 料 費 ル			
	小計 (①+②+③) ④			農 業 共 済 掛 金 ヲ			
	農産物の 棚卸高	期首 ⑤			荷 造 運 賃 手 数 料 ワ		
		期末 ⑥			土 地 改 良 費 カ		
	計 (④-⑤+⑥) ⑦				ヨ		
経費	雇 人 費 ⑧				タ		
	小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑨				レ		
	減 価 償 却 費 ⑩				ソ		
	貸 倒 金 ⑪				雑 費 ツ		
	利 子 割 引 料 ⑫				農産物以外の 棚卸高	期首 期末	ネ ナ
	租税公課 イ				経費から差し引く 果樹牛馬等の育成費用 小計 (イ~ネの計-ナ-ラ)	計 ⑬	
		種 苗 費 ロ			経 費 計 (⑧~⑫の計+⑬)	⑭	
	素 畜 費 ハ				専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑦-⑭)	⑮	
	肥 料 費 ニ				専 従 者 控 除 ⑯		
	飼 料 費 ホ				所 得 金 額 (⑮-⑯)	⑰	
農 具 費 ヘ			⑰のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額				
農 業 衛 生 費 ト							
諸 材 料 費 チ							

○収入金額の内訳

① 販売金額	品 名	農協取扱分 (A)	農協以外分 (B)	合 計 (A + B)		
	米	円	円	円		
合 計						
② 家事消費費	品 名	数 量 (C)	見積単価 (D)	金 額 (C × D)		
	米	kg	円	円		
合 計						
③ 雑 収 入	名 称	金 額 ⑤⑥ 円	期 首		期 末	
			品 名	数 量	金 額	数 量
			kg	円	kg	円
	合 計		合 計	⑤	⑥	

※「農業収支決算準備表」を記帳している方は、該当する部分を転記してください。

収支内訳書（不動産所得用）

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)	
収入金額	賃 貸 料 ①		そ の 他 の 経 費	専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑤ - ⑫)	⑬	
	礼金・権利金 更新新料 ②			専 従 者 控 除 ⑭		
	名義書換料 その他 ③			所 得 金 額 (⑬ - ⑭)	⑮	
	小計 (②+③) ④			土 地 等 を 取 得 す る た め に 要 した 負 債 の 利 子 の 額		
計 (①+④) ⑤						
経費	給 料 賃 金 ⑥					
	減 価 償 却 費 ⑦					
	貸 倒 金 ⑧					
	地 代 家 賃 ⑨					
	借 入 金 利 子 ⑩					
	租税公課 イ					
		損 害 保 険 料 ロ				
	修 繕 費 ハ					
		ニ				
	雑 費 ホ					
	小 計 (イ~ホの計) ⑪					
	経 費 計 (⑥~⑩の計+⑪) ⑫					

○不動産収入の内訳

貸 家 賃 地 等の別	不動産の所在地	本 年 中 の 収 入 金 額			保 証 金 敷 金 (期末残高)
		賃 貸 料	礼 金 利 金 更 新 料	名 義 書 換 料 そ の 他	
		月 額	年 額		
		円	円	円	円
				礼 権 更	
				礼 権 更	
				礼 権 更	
				礼 権 更	
				礼 権 更	
				礼 権 更	
	計	①	②	③	

○給料賃金の内訳

氏 名 ・ 住 所 (年 齢)	従 事 月 数	給 料 賃 金	合 計	源 泉 徴 収 税 額
		賞 与		
	月	円	円	円
(歳)				
(歳)				
(歳)				
合 計				

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年 齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
(歳)		
	延べ従事月数	